

## 【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月6日

【会社名】 株式会社クラレ

【英訳名】 KURARAY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 文大

【本店の所在の場所】 岡山県倉敷市酒津1621番地

【電話番号】 086(422)0580  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っている。)  
東京都千代田区大手町1丁目1番3号  
03(6701)1140

【事務連絡者氏名】 経理・財務本部 財務部長 西 泰樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目1番3号

【電話番号】 03(6701)1071

【事務連絡者氏名】 経営企画本部 IR・広報部長 島本 智之

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【発行登録書の提出日】 平成24年6月25日

【発行登録書の効力発生日】 平成24年7月3日

【発行登録書の有効期限】 平成26年7月2日

【発行登録番号】 24 - 関東87

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 0円 (注)1  
400,000,000円 (注)2  
(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額である。  
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。

【発行可能額】 0円 (注)1  
400,000,000円 (注)2  
(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額である。  
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成25年3月6日(提出日)である。

【提出理由】

臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定による）を平成25年3月6日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成24年6月25日に提出した発行登録書の参照書類とする。

【縦覧に供する場所】

当社東京本社  
（東京都千代田区大手町1丁目1番3号）  
当社大阪本社  
（大阪市北区角田町8番1号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）当社東京本社及び当社大阪本社は法定の縦覧場所ではないが、投資家の便宜のため縦覧に供している。

**【訂正内容】**

表紙提出理由に記載の通りである。